

🔍 キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 総務人事奉行クラウド > リリースノート

2022/10/11 (予定) 改正

成年年齢の引き下げに対応 他 2 件

トピック

- 社員管理
 - 成年年齢の引き下げに対応
 - 令和 5 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）
- 労務手続・身上異動手続
 - 令和 5 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応

社員管理

成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年 4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

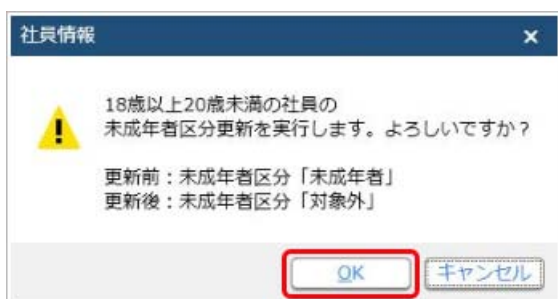
当サービスでは、[社員情報] メニューの [給与] ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

18歳以上20歳未満の社員がいる場合は、未成年者更新を行ってください

18歳以上20歳未満の社員がいる場合は、「未成年者」から「対象外」に変更する必要があります。

以下の手順で、該当者の未成年者区分を変更してください。

- [社員情報] メニューで、[F6：未成年更新] を押します。
- 該当社員がいる場合は、以下のメッセージが表示されますので、[OK] ボタンをクリックして、未成年者更新を実行します。



該当社員がいない場合は、「対象となるデータがありません。」と表示されますので、[OK] ボタンをクリックして終了します。

参考 令和 4年（2022年）時点で、18歳以上20歳未満に該当するのは、平成15年（2003年）と平成16年（2004年）生まれの社員です。

対応メニュー

[社員管理 - 社員情報 - 社員情報] メニュー

令和 5 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和 5 年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。

令和 4 年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和 5 年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和 5 年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

処理年を令和 5 年に更新すると、[社員情報] メニューの [家族] ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

居住者区分（令和 4 年以前）	居住者区分（令和 5 年以降）
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

また、汎用データの社員情報データについても、令和 5 年以降は扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

詳細は、「データ受入形式一覧表」をご確認ください。

【令和 4 年以前】

項目名	受入記号	備考
【家族情報】		
扶養親族 1 ～10 居住者区分	HM3014030	0：居住者 1：非居住者 2 人目以降の受入記号 HM3014050 HM3014070 HM3014090 HM3014110 HM3014130 HM3014150 HM3014170 HM3014190 HM3014210

【令和 5 年以降】

項目名	受入記号	備考
【家族情報】		
扶養親族 1 ～10 居住者区分	HM3014030	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2 人目以降の受入記号 HM3014050 HM3014070 HM3014090 HM3014110 HM3014130 HM3014150 HM3014170 HM3014190 HM3014210

対応メニュー

[社員管理 - 社員情報 - 社員情報] メニュー

[社員管理 - 入社予定者 - 入社予定者] メニュー

労務手続・身上異動手続

令和 5 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応

- 入社
- 結婚
- 離婚
- 家族異動

対応メニュー

[労務手続 - 手続開始 - 入社] メニュー
[身上異動手続 - 手続開始 - 結婚] メニュー
[身上異動手続 - 手続開始 - 離婚] メニュー
[身上異動手続 - 手続開始 - 家族異動] メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。